

基準 7. 管理運営（大学の管理運営体制、設置者との関係、設置者の管理運営体制等）

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

《7-1の視点》

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

（1）7-1の事実の説明（現状）

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

大学では、学長の下に、家政・児童の両学科長、図書館長及び学務課長・学生課長を置き事務局には、事務長を配している。管理運営上の諸問題については、学務委員会で協議・検討を行っている。

理事会は通常年4回（3月・5月・9月・12月）の定例理事会及び必要に応じて臨時理事会を開催し、法人の事業計画・予算・決算をはじめ、財産の管理・運営・寄付行為や重要な資産の処分、設置している各学校の学部・学科に関することについて審議・決定を行うほか、学則変更に係わる重要事項の審議決定を行っている。監事は年4回出席し、法人の業務等の監査を実施している。

評議員会は、年3回（3月・5月・12月）定例会を開催するほか、必要に応じて臨時評議員会を行う。評議員会には、予算・決算及び事業計画、重要な資産の処分などを諮っている。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

理事定数は、寄付行為により5人以上7人以内と定められており、選任区分は、第1号理事「この法人の前身たる財団法人柴田学園の設立当初より理事であった者のうち2人を理事の過半数の議決を以て選任する。但し該当者がいないとき又は理事の職務を行うに故障あるときにはこの限りでない」、第2号理事「この法人の経営する学校の学長又は校長のうち理事となるものは1人とし理事の過半数の議決を以て1人を選出する」、第3号理事「評議員のうちから選任する理事は理事の過半数の議決を以て1人を選出する」、第4号理事「前三項の規程により選任された理事以外の理事はこの法人に関係ある学識経験者のうちから理事の過半数の議決を以て選任する。」となっている。

平成22（2010）年5月1日現在の現員は、5人で内3人が常勤である。選任区分は第2号理事1人、第3号理事1人、第4号理事3人となっており、理事の任期は2号理事を除き4年である。理事長は、理事の過半数の議決により選任される。

また理事長以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しないこととし、理

事の代表権の制限をしている。

監事定数は2人であり、「監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事会が選任する。」と定められている。

平成22（2010）年5月1日現在、非常勤2人が選任されている。2人とも理事・評議員・職員との兼務はなく、任期は4年となっている。

評議員の定数は15人以上20人以内であり、選任区分は、寄付行為により、第1号評議員「この法人の職員（この法人の設置する学校の学長・校長・教員及びその他の職員を含む）のうちから選任された者6人以上8人以内」、第2号評議員「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上のものうちから選任された者1人以上2人以内」、第3号評議員「理事4人」、第4号評議員「この法人に関係ある学識経験者のうちから選任された者4人以上6人以内」と定めている。

評議員会の議長は、評議員の互選で選任されている。評議員の選任については、第1号・第2号及び第4号に規定する評議員は理事の過半数をもって選任する。

平成22（2010）年5月1日現在の現員は、第1号評議員6人、第2号評議員1人、第3号評議員4人、第4号評議員4人の合計15人で、任期は4年である。

（2）7-1の自己評価

法人の管理運営については、理事会を中心に、評議員会が補佐し、予算・決算、学部・学科の新設等、さらに法人の財産管理・運用及び運営に関する方針を決定し、法人本部事務局との調整を取りながら適切な管理運営を行っている。

（3）7-1の改善・向上方策（将来計画）

教育機関に対する社会の環境の変化が激しく、社会の要請に応えるためには法人の意思決定は的確な判断とスピードが求められる。そのためには、役員会の開催回数を増やすとともに、現員を定数の上限に近づけ高い見識を備えた人材を確保し、運営体制の整備を進める必要がある。

7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

《7-2の視点》

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

（1）7-2の事実の説明（現状）

管理部門として法人本部が設置され総務課・庶務課・経理課で構成されている。同室内で常に密接に連携して業務を遂行している。

教学部門としては、学務委員会、各委員会があり必要が生じた時、随時開催し検討事項を教授会へ諮り、決議され学長のもとで運営されている。

管理部門と教学部門の連携については、大学の教員が役員と兼務、又評議員にも就任している関係で互いに、問題と情報を把握し、意思の疎通を図っているため、連携は円滑かつ適切に行われている。

(2) 7-2の自己評価

大学所属の理事が1人、評議員には4人就任している関係で議案等について双方の考えを尊重しつつ協議、調整を行っており、連携は適切に機能している。

(3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）

高等教育機関に対する社会の変化は、少子化に伴う志願者数や入学者数の減少、及び大学の増加や学部・学科の増設の影響で全入時代を迎え、特に地方の小規模校の学生確保が厳しい状況下にある。この中で安定的な学生数を維持するためには、管理部門と教学部門が共に危機意識を共有し連携を図りながら、本学の特徴を社会に継続してアピールしていく必要がある。

7-3. 自己点検・評価等のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を研究教育をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

《7-3の視点》

- 7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。
- 7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。
- 7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

(1) 7-3の事実の説明（現状）

- 7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。
- 7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。

平成18(2006)年9月に設置された東北女子大学自己点検自己評価委員会が中心となり、日本高等教育評価機構の評価基準に従って、平成19(2007)年度に初めて自己点検・評価報告書を取りまとめた。これを機会に、本学の自己点検・自己評価委員会規則が整備され、また平成20(2008)年度には、本学の教育活動の質的向上を図ることを目的として、教育改善(FD)委員会が設置され、教員相互の授業参観を実施し、授業の改善に役立てている。本学の学務課では、平成19(2007)年度から、教員が授業改善のための資料として活用する「授業評価アンケート」を毎年実施し取りまとめて報告しており、教員の授業内容や授業方法の改善に役に立っている。さらに、学生委員会では、学生の生活の様子を把握し、今後の就学や大学生活の充実を目的とした「学生生活に関する実態調査」を平成19(2007)年度に実施しており、学生の要望を取り入れてカリキュラムの見直しをはじめ、学生の生活支援に役立てている。

なお、平成22(2010)年度大学機関別認証評価の受審に際しては、東北女子大学自己点検・評価委員会が中心となって、前回の経験を生かし、全学的にかつ総合的に継続して自己点検・評価に望む適切な体制が整えられている。

このように、教育研究活動の大学運営の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられ、自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されている。

7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

日本高等教育評価機構の評価基準に従って、平成 19(2007)年度に初めて自己点検・評価報告書を取りまとめ、平成 19(2007)年度自己点検・評価報告書を平成 20(2008)年 6 月に刊行し、日本高等教育評価機構会員大学等 105 校に送付し公表した。

(2) 7-3の自己評価

本学では、自己点検・評価のための恒常的な体制は確立されつつあると認識している。しかし自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みをより強固にするためには、教職員が一体となって、自己点検・評価に取り組まなければならない。いかに直面する問題点や課題を全学一丸となって組織的に改善を図るかが求められる。また多くの教員や職員が報告書の作成に関わることで、改善事項の理解を深めることに繋がる。

(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の報告書を刊行するサイクルを例えば 4 年に 1 回と決め、その周期ごとに大学の研究教育活動や管理運営などの見直しの契機にしたい。また、授業評価等の FD 活動を教職員・学生・保護者等へ開示して大学としての取り組みを公表するべきと考える。

[基準 7 の自己評価]

大学の管理運営とその体制については、小規模校の特徴を生かし、各部門、各部署と連携を密にしており、法人全体の組織運営は、適切に行われている。

自己点検・評価等については、改善の方向を明確に打ち出していくことにより、教育水準の維持・向上を目指す取り組みがなされ、またそれとともに施設・設備面での改善も協議され、新校舎移転を遅滞なく達成する上での効果があったと思う。

[基準 7 の改善・向上方策（将来計画）]

教育・研究体制の環境をより整えるためには、教職員の多くが常に改善を心がける姿勢が必要である。また外部の助言等も積極的に受け入れ、自己評価の見直しを進めていく方針である。